

○印西市立図書館設置条例

平成6年3月30日条例第7号

改正

平成7年3月30日条例第15号
平成8年3月26日条例第64号
平成10年9月29日条例第28号
平成11年12月22日条例第30号
平成12年3月15日条例第9号
平成22年3月17日条例第99号
平成24年3月28日条例第11号

印西市立図書館設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により、印西市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、印西市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立大森図書館	印西市大森2535番地

2 図書館に次に掲げる分館を置く。

名称	位置
印西市立小林図書館	印西市小林北五丁目1番地6
印西市立そうふけ図書館	印西市原三丁目4番地
印西市立小倉台図書館	印西市小倉台四丁目5番地
印西市立印旛図書館	印西市美瀬一丁目25番地
印西市立本埜図書館	印西市滝野三丁目4番地

(職員)

第4条 図書館に、館長のほか司書その他必要な職員を置く。

(利用の制限)

第5条 館長は、図書館を利用する者が管理上適当でないと認められる行為をしたときは、その利用を制限することができる。

(図書館協議会)

第6条 法第14条第1項の規定により、印西市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。
- 4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、印西市教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
（印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置）
- 2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村立図書館の設置及び管理に関する条例（平成15年印旛村条例第21号）又は本埜村図書室の設置及び管理に関する条例（平成15年本埜村条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成7年3月30日条例第15号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第64号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月29日条例第28号）

この条例は、平成11年2月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第30号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定中印西市立小倉台図書館に係る部分は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第99号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に印西市立図書館協議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市立図書館設置条例の規定に基づき任命された委員とみなす。